

2026年7月吉日

EC総合決済サービス＜決済ナビ＞
ご利用加盟店さま 各位

みずほファクター株式会社

EC総合決済サービス＜決済ナビ＞
「クレジットカード決済サービス加盟店規約」の一部改定について

この度、ご利用いただいております「EC総合決済サービス＜決済ナビ＞クレジットカード決済サービス加盟店規約」を一部改定いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定規約

EC総合決済サービス＜決済ナビ＞クレジットカード決済サービス加盟店規約

2. 改定日

2026年9月1日

3. 改定内容

第7章 利用料金 第47条（料金）

- ・詳細は（別紙）新旧対照表をご確認ください。
- ・加盟店規約全文は当社ホームページの「資料ダウンロード(ご契約者様向け)[決済ナビ(払込票方式)]」より[規約]内「決済ナビクレジットカード決済サービス加盟店規約」からご確認ください。

4. 本件に関するご照会窓口

みずほファクター株式会社 決済営業第一部・決済営業第二部
TEL 03-3286-2300
受付時間 月～金（土・日・祝日を除く）9：00～17：00

以 上

EC 総合決済サービス<決済ナビ>クレジットカード決済サービス加盟店規約

条文	改定前	改定後
第 47 条 1 項	<u>※項番の追加</u>	1.加盟店は、本サービスの料金として、当社が別に定める月額基本料、各種手数料およびこれらに課される消費税等相当額（以下「月額基本料金等」といいます）を支払うものとします。なお、当該本サービスに係る加盟契約の効力発生日または当該本サービスに係る加盟契約の終了日が月の途中であっても、当該月に係る月額基本料金等は、当社が別に定める 1 ヶ月分を支払うものとします。
第 47 条 2 項	<u>※条項の追加</u>	2.社会情勢や経済情勢等の変化および加盟店の本規約における取引実績や信用状況等を勘案し、当社が業務上必要と認めた場合（加盟店の取引実績によりカードブランドや決済事業者が支払手数料を課した場合を含みますが、この場合に限りません）、前項の手数料を変更できるものとします。また、法令等の改正や決済事業者の規定改定等のやむを得ない事情においても手数料を変更できるものとします。
第 47 条 3 項	<u>※条項の追加</u>	3.加盟店が手数料変更を承諾しない場合、前項の変更の効力発生日までに当社に申し出ることにより加盟契約を解約できるものとし、第 57 条第 1 項に準じて申出後 3 ヶ月の経過をもって解約の効力が生じるものとします。加盟店より前項の変更の効力発生日までに解約の申し出がない場合、前項の手数料変更合意したものとみなします。
付則	本規約は 2020 年 4 月 1 日から実施します。	本規約は 2026 年 9 月 1 日から実施します。